



2024年3月5日

各 位

会 社 名 株式会社創建エース

代表者名 代表取締役社長 西 山 由 之

「有機ヤマゲンバイオ液」有機JAS資材登録について

当社は、以前よりお伝えしておりました、新規事業として事業化を目指している農薬を使用しないパナマ病（TR4）撲滅のための土壌改良剤「有機ヤマゲンバイオ液」（以下、本剤といいます。）がこの度、有機JAS資材として登録されましたことをお知らせいたします。

記

1. 登録された資材の概要

有機 JAS 資材は、日本の有機生産物の生産において使用される資材です。詳細は「有機 JAS 資材評価協議会様ホームページ (<https://www.yuhyokyo.com/list/>)」をご覧ください。

- ① 登録資材名 有機ヤマゲンバイオ液
- ② 登録番号 JASOM-240301
- ③ 判定日 2024年2月26日
- ④ 適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 発酵した食品廃棄物由来の資材・製糖産業の副産物

2. 「有機ヤマゲンバイオ液」の用途について

本剤は現在フィリピンで試験中のパナマ病被害への用途とする以外にも ①軟腐病菌 ②炭疽病菌 ③基腐病菌 ④白絹病菌 ⑤灰色かび病菌 ⑥うどんこ病菌 ⑦べと病菌 への抵抗性効果も期待されております。この登録を機に更に商品の信頼を高めていくため商品開発・販促活動をおこなってまいります。



※商品イメージ

以上



有機JAS資材リスト登録証 (書類審査)

登録番号 JASOM-240301

登録日 2024年2月26日

登録資材名 有機ヤマゲン バイオ液

申請者名 株式会社 創建エース

申請者所在地 東京都新宿区西新宿1-25-1新宿センタービル37階

登録有効期限 2027年2月25日

適合判断基準 有機農産物の日本農林規格 別表1 発酵した食品廃棄物由来の資材・製糖産業の副産物

農林物質の規格化等に関する法律に定める有機農産物の生産において使用が認められた資材等であることの登録申請に基づいて、資材内容について書類審査を行った結果、有機JAS別表等に適合したものであることを確認しました。

注意事項

- 必要書類の提出・確認後に上記資材の包材に有機JAS資材評価協議会のロゴマークを使用することができる。
- 上記資材等は申請時の原料・製造工程等内容に変更が生じた場合は、直ちに有機JAS資材評価協議会に報告し、確認を受けること。
- 農林水産省が不許可資材とした場合は、それに従うこと。
- 用途・使用目的を明記し、明記された用途・使用目的に限り使用すること。
- 登録された内容について、毎年一回以上確認を受けること。
- 有機農産物のJAS別表1に該当する資材については、放射性物質の基準への適合は申請者の自己責任にて確認すること。
- 有機農産物のJAS別表1に該当する資材のうち、輸入原材料を使用するものについては、燻蒸処理の有無の確認は、申請者の自己責任にて確認すること。
- 本リストの登録有効期限を更新する際は、有効期限の6カ月前までに更新申請書を提出し更新審査を受けること。



一般社団法人有機JAS資材評価協議会
東京都中央区京橋3丁目5番3号 竹河岸ビル

代表理事

高橋 勉

